

福岡県トライアル優良商品等創出事業者認定事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「福岡県トライアル優良商品等創出事業者」という。）を認定する場合における事務処理に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 事業の目的

この事業は、福岡県トライアル優良商品等創出事業者を認定し、その新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）について県が試験的に活用するなど、調達機会を拡大し、販路開拓を支援することを通じ、事業者の育成を図ることを目的とする。

第3 新商品等の要件

本要領において、新商品等とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請時において福岡県トライアル優良商品等創出事業者の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）が販売又は提供を開始してから 5 年以内である物品又は役務（自ら開発し、消費者へ直接販売又は提供するものに限る。）。

(2) 福岡県の機関において用途が見込まれるものであること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 1 項に規定する食品。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品。

ウ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項に規定する農薬。

エ 工事における工法及び技術。

オ その他知事が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定の趣旨に照らし不適切とするもの。

第4 認定申請者の要件

認定申請者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内に事業所を有し、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であること。

(2) 県税に未納がないこと。

- (3) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であること。
 - イ 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっていること。
 - ウ 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用していること。
 - エ ア又はイに該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したこと。
 - オ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したこと。
 - カ 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したこと。
 - キ 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したこと、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したこと。
 - ク 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していること。

第5 認定申請の方法

認定申請者は、福岡県トライアル優良商品等創出事業者認定申請書（様式第1号）に次の各号のいずれかの書類の写しを添付して知事に申請するものとする。

(1) 法人の場合

- ア 実施計画（様式第2号）
- イ 商業登記事項証明書又は商業登記簿謄本
- ウ 県税に未納がないことの証明書（県税事務所が発行したもの）
- エ 会社概要、定款及び役員名簿（様式第3号）
- オ 直近2営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- カ 新商品等の詳細がわかる資料
- キ 暴力団排除に係る誓約書（様式第4号）

(2) 個人事業者の場合

- ア 実施計画（様式第2号）
- イ 身分証明書（市町村長が発行したもの）
- ウ 登記されていないことの証明書（東京法務局、全国の法務局又は地方法務局（本局）が発行したもの）
- エ 県税に未納がないことの証明書（県税事務所が発行したもの）
- オ 会社概要及び役員名簿（様式第3号）
- カ 資金繰り表
- キ 新商品等の詳細がわかる資料
- ク 暴力団排除に係る誓約書（様式第4号）

第6 認定基準

福岡県トライアル優良商品等創出事業者として認定する基準は、第5の規定により提出された実施計画が次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 当該事業に係る新商品等が、既に企業化されている商品又は役務（以下「商品等」という。）とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの、又は既に企業化されている商品等と同一の範疇に属するものであっても既存の商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 当該事業に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品等の生産、提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品等の生産、提供による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- (4) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

第7 認定方法及び認定期間

- 1 知事は、認定申請者から実施計画が提出されたときは、第6に定める認定基準に適合するものかどうかについて、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 2 知事は、認定申請者から提出された実施計画が第6に定める認定基準に適合すると認めたときは、当該申請者を福岡県トライアル優良商品等創出事業者として認定するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により福岡県トライアル優良商品等創出事業者の認定をし、

又は認定をしないことを決定したときは、速やかにその旨を当該申請者に通知するものとする。

- 4 福岡県トライアル優良商品等創出事業者の認定期間は、認定の日からその日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

第8 実施計画の変更

知事の認定を受けた福岡県トライアル優良商品等創出事業者が実施計画を変更しようとするときは、福岡県トライアル優良商品等創出事業変更承認申請書（様式第5号）によりあらかじめ知事に申請し、承認を受けなければならない。

第9 実施計画の中止

福岡県トライアル優良商品等創出事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、事業中止届（様式第6号）により、知事に届け出なければならない。

第10 認定の取消し

知事は、認定を受けた福岡県トライアル優良商品等創出事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 福岡県トライアル優良商品等創出事業者が、第4に定める認定申請者の要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 認定に係る新商品等が、第6に定める認定基準に適合しなくなったとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、速やかにその旨を認定を受けた福岡県トライアル優良商品等創出事業者に通知する。

第11 実績報告

福岡県トライアル優良商品等創出事業者は、認定期間中の実施状況について、各事業年度終了日の翌月末までに、事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

ただし、認定年度の認定期間が1月に満たない場合は、当該年度の報告は翌々年度にまとめて行うものとする。

第12 庶務

この要領の施行に関する庶務は、商工部スタートアップ推進課において処理する。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年9月10日から施行する。

(認定に関する経過措置)

2 この要領の施行の際、改正前の新商品の生産による新事業分野開拓者認定事務処理要領に基づき認定を受けた新事業分野開拓者の認定期間は、改正後の規定にかかわらず、改正前の認定に係る認定の日からその日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。